議案第36号

専決処分の承認を求めることについて
（武蔵野市市税条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和８年５月11日

提出者　　武蔵野市長　小美濃　安　弘

専決処分の承認を求めることについて
（武蔵野市市税条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを市議会に報告し、承認を求める。

専決第２号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、武蔵野市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和８年３月31日

武蔵野市長　小美濃　安　弘

（専決理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴う武蔵野市市税条例（昭和25年８月武蔵野市条例第17号）の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分するものである。

武蔵野市市税条例の一部を改正する条例

武蔵野市市税条例（昭和25年８月武蔵野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
（納税証明事項） 第11条の３　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	（納税証明事項） 第11条の３　地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第１項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。	字句の改正
（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第12条　納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の５、第33条の５の２若しくは第33条の５の５（第35条の７の２において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の６の４第１項（第33条の６の５第３項において準用する場合を含む。	（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金） 第12条　納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の５、第33条の５の２若しくは第33条の５の５（第35条の７の２において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の６の４第１項（第33条の６の５第３項において準用する場合を含む。	

以下この条において同じ。）、第33条の７第１項（法第321条の８第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第35条の７、第48条、第63条の７第１項、第66条第２項、第79条第１項若しくは第２項、第81条の４第２項、第141条の10第１項、第141条の11の12第３項、第141条の20第１項若しくは第２項又は第145条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。第１号、第２号及び第５号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第１号から第４号までに掲げる期間並びに第５号及び第６号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。	以下この条において同じ。）、第33条の７第１項（法第321条の８第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。）、第35条の７、第48条、第66条第２項、第79条第１項若しくは第２項、第81条の４第２項、第141条の10第１項、第141条の11の12第３項、第141条の20第１項若しくは第２項又は第145条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。第１号、第２号及び第５号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第１号から第４号までに掲げる期間並びに第５号及び第６号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。	字句の削除
(1)　（略）	(1)　（略）	
(2)　第63条の７第１項の申告書、第79条第１項若しくは第２項の申告書又は第141	(2)　第79条第１項若しくは第２項の申告書又は第141条の10第１項若しくは第141	字句の削除

条の10第１項若しくは第141条の20第１項若しくは第２項の申告書に係る税額（第４号に掲げる税額を除く。）　当該税額に係る納期限の翌日から１月を経過する日までの期間	条の20第１項若しくは第２項の申告書に係る税額（第４号に掲げる税額を除く。）　当該税額に係る納期限の翌日から１月を経過する日までの期間	
⑶　第63条の７第１項の申告書、第79条第１項若しくは第２項の申告書又は第141条の10第１項若しくは第141条の20第１項若しくは第２項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日までの期間又はその日の翌日から１月を経過する日までの期間	⑶　第79条第１項若しくは第２項の申告書又は第141条の10第１項若しくは第141条の20第１項若しくは第２項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額　当該提出した日までの期間又はその日の翌日から１月を経過する日までの期間	字句の削除
⑷から⑹まで　（略）	⑷から⑹まで　（略）	
（所得割の課税標準） 第26条　（略）	（所得割の課税標準） 第26条　（略）	
２　（略）	２　（略）	
３　法第23条第１項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第27条の８において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。	３　法第23条第１項第15号に規定する特定配当等（次項及び第27条の８において「特定配当等」という。）（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。	字句の削除及び改正 字句の追加
４から６まで　（略）	４から６まで　（略）	
（軽自動車税の納税義務者	（軽自動車税の納税義務者	

等）	等）	
第63条　軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。	第63条　軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。	項の改正
2　前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第２項に規定する者を含まないものとする。		項の削除
3　軽自動車等の所有者が法第445条第１項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第１項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。	2　軽自動車等の所有者が法第445条第１項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。	項の繰上げ 字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正
（軽自動車税のみなす課税） 第63条の２　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第１項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	（軽自動車税のみなす課税） 第63条の２　軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	項の改正

2　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	2　前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。	字句の削除
3　法第444条第３項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第２条第５項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第３項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第１項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。		項の削除
4　法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自		項の削除

動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。		
（環境性能割の課税標準） 第63条の４　環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。		条の削除
（環境性能割の税率） 第63条の５　次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1)　法第451条第１項（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の１ (2)　法第451条第２項（同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの　100分の２ (3)　法第451条第３項の規定の適用を受けるもの　100分の３		条の削除
（環境性能割の徴収の方法） 第63条の６　環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。		条の削除
（環境性能割の申告納付）		条の削除

第63条の７　環境性能割の納税義務者は、法第454条第１項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の４様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。 ２　三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第１項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の４様式による報告書を市長に提出しなければならない。		
（環境性能割に係る不申告等に関する過料） 第63条の８　環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。 ２　前項の過料の額は、情状により、市長が定める。 ３　第１項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。		条の削除

（環境性能割の減免） 第63条の９　市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第71条第１項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。 ２　前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。		条の削除
（種別割の課税免除） 第64条　商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。	（軽自動車税の課税免除） 第64条　商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。	字句の改正 字句の改正
（種別割の税率） 第65条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 ⑴から⑶まで　（略）	（軽自動車税の税率） 第65条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する軽自動車税の税率は、１台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。 ⑴から⑶まで　（略）	字句の改正 字句の改正
（種別割の賦課期日及び納期） 第66条　種別割の賦課期日は、４月１日とする。 ２　種別割の納期は、５月１日から同月31日までとする。 ３　（略）	（軽自動車税の賦課期日及び納期） 第66条　軽自動車税の賦課期日は、４月１日とする。 ２　軽自動車税の納期は、５月１日から同月31日までとする。 ３　（略）	見出しの改正 字句の改正 字句の改正
（種別割の徴収の方法）	（軽自動車税の徴収の方法）	字句の改正

第66条の３　種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。	第66条の３　軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。	字句の改正
（種別割に関する申告又は報告）	（軽自動車税に関する申告又は報告）	字句の改正
第68条　種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の４の２様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の５様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。	第68条　軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の４様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の５様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。	字句の改正 字句の改正
２　前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の４の２様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33	２　前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の４様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号	字句の改正

号の５様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。	の５様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。	
3　軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の４の２様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。	3　軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の４様式による申告書を、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号式による申告書を市長に提出しなければならない。	字句の改正
4　（略）	4　（略）	
（種別割に係る不申告等に関する過料） 第69条　（略） ２及び３　（略）	（軽自動車税に係る不申告等に関する過料） 第69条　（略） ２及び３　（略）	字句の改正
（種別割の減免） 第70条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める軽自動車等については、当該軽自動車等の所有者等に対して課する種別割を減免することができる。 ⑴から⑷まで　（略）	（軽自動車税の減免） 第70条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める軽自動車等については、当該軽自動車等の所有者等に対して課する軽自動車税を減免することができる。 ⑴から⑷まで　（略）	字句の改正 字句の改正
2　前項の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようと	2　前項の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けよ	字句の改正

する税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する軽自動車等が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。	うとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する軽自動車等が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、軽自動車税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。	字句の改正
⑴から⑻まで　（略）	⑴から⑻まで　（略）	
3　第１項の規定により種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	3　第１項の規定により軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。	字句の改正
（身体障害者等に対する種別割の減免）	（身体障害者等に対する軽自動車税の減免）	字句の改正
第71条　市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。	第71条　市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。	字句の改正
⑴及び⑵　（略）	⑴及び⑵　（略）	
2　前項第１号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている	2　前項第１号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第４条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けて	字句の改正

者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明す	いる者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の２第２項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同条第４項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明	

る書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する軽自動車等が同号に該当することが明らかであり、かつ、身体障害者等に対する種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。	する書類を添付して、提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する軽自動車等が同号に該当することが明らかであり、かつ、身体障害者等に対する軽自動車税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。	字句の改正
(1)から(6)まで　（略）	(1)から(6)まで　（略）	
3　（略）	3　（略）	
4　第１項第２号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第２項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する軽自動車等が第１項第２号に該当することが明らかであり、かつ、身体障害者等に対する種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。	4　第１項第２号の規定により軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第２項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有する軽自動車等が第１項第２号に該当することが明らかであり、かつ、身体障害者等に対する軽自動車税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。	字句の改正 字句の改正
5　前条第３項の規定は、第１項の規定により種別割の減免を受けている者について準用する。	5　前条第３項の規定は、第１項の規定により軽自動車税の減免を受けている者について準用する。	字句の改正
6　（略）	6　（略）	
（原動機付自転車及び小型特	（原動機付自転車及び小型特	

殊自動車の標識の交付等） 第72条　（略） 2　法第445条若しくは第63条の３又は第63条第３項ただし書の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が、法第445条若しくは第63条の３又は第63条第３項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。 ３から６まで　（略） ７　第２項の標識及び第３項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しな	殊自動車の標識の交付等） 第72条　（略） 2　法第445条若しくは第63条の３又は第63条第２項ただし書の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が、法第445条若しくは第63条の３又は第63条第２項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また同様とする。 ３から６まで　（略） ７　第２項の標識及び第３項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しな	字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正 字句の改正

いこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。	いこととなったとき又は当該原動機付自転車若しくは小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。	字句の改正
8及び9　（略）	8及び9　（略）	
附　則	附　則	
（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除） 第3条の3　平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第27条の3及び第27条の5の3の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2　前項の規定の適用がある場合における第27条の7及び第27条の8第1項の規定の適用		条の削除

については、第27条の７中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第３条の３第１項」と、同項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第３条の３第１項」とする。 ３　第１項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の３月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、市長に提出した場合（法附則第５条の４第９項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。		
	（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）	見出しの追加
第３条の３の２　平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和７年	第３条の３　平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の２の２の規定の適用を受けた場合（同法第41条第１項に規定する居住年が平成21年から令和７年までの	条の繰上げ 字句の改正

までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の３及び第27条の５の３の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	各年である場合に限る。）には、法附則第５条の４第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第27条の３及び第27条の５の３の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	字句の改正
２　前項の規定の適用がある場合における第27条の７及び第27条の８第１項の規定の適用については、第27条の７中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第３条の３の２第１項」と、第27条の８第１項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第３条の３の２第１項」とする。	２　前項の規定の適用がある場合における第27条の７及び第27条の８第１項の規定の適用については、第27条の７中「前２条」とあるのは「前２条並びに附則第３条の３第１項」と、第27条の８第１項中「前３条」とあるのは「前３条並びに附則第３条の３第１項」とする。	字句の改正 字句の改正
（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第４条　昭和57年度から令和９年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第29条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の３第１項	（肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例） 第４条　昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第４項に規定する場合において、第29条の２第１項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の３第１項	字句の改正

の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第１項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。	の確定申告書を含む。次項において同じ。）に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第１項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。	
２　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第５項に規定する場合において、第29条の２第１項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第２項第２号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第27条の３まで、第27条の５の３から第27条の７まで、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項、附則第３条の３の２第１項及び附則第３条の４の規定にかかわらず、法附則第６条第５項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。	２　前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第６条第５項に規定する場合において、第29条の２第１項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第２項第２号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第26条から第27条の３まで、第27条の５の３から第27条の７まで、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の４の規定にかかわらず、法附則第６条第５項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。	字句の削除
３　（略）	３　（略）	
（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）	（法附則第15条第２項第１号等の条例で定める割合）	

第６条の２　（略）	第６条の２　（略）	
２　（略）	２　（略）	
３　法附則第15条第14項に規定する市町村の条例で定める割合は、５分の３とする。	３　法附則第15条第13項に規定する市町村の条例で定める割合は、５分の３とする。	字句の改正
４　法附則第15条第21項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。	４　法附則第15条第20項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。	字句の改正
５　法附則第15条第22項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	５　法附則第15条第21項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	字句の改正
６　法附則第15条第22項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。	６　法附則第15条第21項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。	字句の改正
７　法附則第15条第22項第３号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。	７　法附則第15条第21項第３号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。	字句の改正
８　法附則第15条第23項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	８　法附則第15条第22項第１号に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	字句の改正
９　法附則第15条第23項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。	９　法附則第15条第22項第２号に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。	字句の改正
10から20まで　（略）	10から20まで　（略）	
21　法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	21　法附則第15条第27項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	字句の改正
22　法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	22　法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	字句の改正
23　法附則第15条第36項に規定	23　法附則第15条第35項に規定	字句の改正

する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	する市町村の条例で定める割合は、３分の２とする。	
24　法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。	24　法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、２分の１とする。	字句の改正
25　法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の１とする。	25　法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、３分の１とする。	字句の改正
26　法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、４分の３とする。	26　法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、４分の３とする。	字句の改正
27及び28　（略）	27及び28　（略）	
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	
第６条の３　（略）	第６条の３　（略）	
２から６まで　（略）	２から６まで　（略）	
7　法附則第15条の８第４項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	7　法附則第15条の８第４項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第17項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	字句の改正
⑴から⑶まで　（略）	⑴から⑶まで　（略）	
8　法附則第15条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了	8　法附則第15条の９第１項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了	

した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	字句の改正
⑴から⑹まで　（略）	⑴から⑹まで　（略）	
９　法附則第15条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	９　法附則第15条の９第４項の高齢者等居住改修住宅又は同条第５項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第４項に規定する居住安全改修工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第９項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	
⑴から⑶まで　（略）	⑴から⑶まで　（略）	
⑷　令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別	⑷　令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別	字句の改正
⑸　（略）	⑸　（略）	
⑹　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費	⑹　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費	字句の改正
⑺　（略）	⑺　（略）	
10　法附則第15条の９第９項の	10　法附則第15条の９第９項の	

熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 ⑴から⑷まで　（略） ⑸　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 ⑹　（略） 11　（略） 12　法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 ⑴から⑷まで　（略） ⑸　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12	熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 ⑴から⑷まで　（略） ⑸　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等 ⑹　（略） 11　（略） 12　法附則第15条の９の２第４項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第５項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の９第９項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 ⑴から⑷まで　（略） ⑸　熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12	字句の改正

条第31項に規定する補助金等	条第32項に規定する補助金等	字句の改正
⑹　（略）	⑹　（略）	
13及び14　（略）	13及び14　（略）	
15　法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は同法附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	15　法附則第15条の10第１項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第123号）第７条又は同法附則第３条第１項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	字句の改正
⑴から⑹まで　（略）	⑴から⑹まで　（略）	
16　（略）	16　（略）	
（令和２年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）	（令和２年７月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）	
第６条の４　法附則第16条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日（第37条第６項	第６条の４　法附則第16条の２第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日（第37条第６項	

の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第１項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の２第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第１項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、市長が別に定める日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。	の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第１項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の２第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第１項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、市長が別に定める日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。	
⑴　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の４第１項第３号から第５号まで又は第３項第３号から第５号までに掲げる者である場合にあっては、同条第１項第１号若しくは第２号又は第３項第１号若しくは第２号に掲げる者との関係	⑴　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の３第１項第３号から第５号まで又は第３項第３号から第５号までに掲げる者である場合にあっては、同条第１項第１号若しくは第２号又は第３項第１号若しくは第２号に掲げる者との関係	字句の改正
⑵から⑷まで　（略）	⑵から⑷まで　（略）	
２　（略）	２　（略）	
３　法附則第16条の２第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第４項に規定する特定被災共用土地納税義務者（	３　法附則第16条の２第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第４項に規定する特定被災共用土地納税義務者（	字句の改正

以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 ⑴から⑸まで　（略） ４　（略）	第４号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 ⑴から⑸まで　（略） ４　（略） （令和６年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第６条の５　法附則第16条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の１月31日（第37条第６項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第１項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の３第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第１項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、市長が別に定める日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 ⑴　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっ	条の追加

	ては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の４第１項第３号から第５号まで又は第３項第３号から第５号までに掲げる者である場合にあっては、同条第１項第１号若しくは第２号又は第３項第１号若しくは第２号に掲げる者との関係 ⑵　法附則第16条の３第１項に規定する被災住宅用地の上に令和５年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 ⑶　当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の３第１項（同条第２項において準用する場合及び同条第６項（同条第７項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の３の２第１項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由 ⑷　その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項 ２　法附則第16条の３第１項（同条第２項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和８年	

	度分及び令和９年度分の固定資産税については、第54条の２の規定は適用しない。 ３　法附則第16条の３第４項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第４項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第４号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年１月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 ⑴　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） ⑵　特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 ⑶　特定被災共用土地に係る法附則第16条の３第３項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 ⑷　各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合	

	⑸　法附則第16条の３第３項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 ４　法附則第16条の３第９項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。	
（住宅用地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の減額） 第９条の４　令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第９条の２第３項の規定により読み替えて適用される同条第１項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この条において同じ。）	（住宅用地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税の減額） 第９条の４　令和６年度から令和８年度までの各年度分の固定資産税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第９条の２第３項の規定により読み替えて適用される同条第１項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この条において同じ。）	

に係る当該年度分の固定資産税額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第８条又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額とする。以下この条において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額する。 ⑴　（略） ⑵　令和７年度　次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ　ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等　当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に	に係る当該年度分の固定資産税額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第８条又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は市街化区域農地調整固定資産税額とする。以下この条において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額する。 ⑴　（略） ⑵　令和７年度　次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ　ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等　当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）第１条の規定による改正前の法（以下「令和８年改正前の法」とい	字句の改正

定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和７年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額	う。）第349条の３又は令和８年改正前の法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和７年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額	字句の改正
ロ　令和６年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等　当該住宅用地等に係る令和６年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和７年改正前の法第349条の３又は令和７年改正前の法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和７年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３ま	ロ　令和６年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等　当該住宅用地等に係る令和６年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和７年改正前の法第349条の３又は令和７年改正前の法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和７年度分の固定資産税について令和８年改正前の法第349条の３又は令和８年改正	字句の改正 字句の改正

での規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和７年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額	前の法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和７年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額	
(3)　令和８年度　次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ　（略） ロ　令和７年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等　当該住宅用地等に係る令和７年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和８年度分の固定資産税について法第349条の３	(3)　令和８年度　次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ　（略） ロ　令和７年度分の固定資産税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等　当該住宅用地等に係る令和７年度分の固定資産税に係る同号イ又はロに規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和８年改正前の法第349条の３又は令和８年改正前の法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和８年度分	字句の改正 字句の改正

又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和８年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額	の固定資産税について法第349条の３又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和８年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額	
（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例） 第11条の３　軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第１章第２節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。 ２　東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第１項（同条第２項又は第３項において準用する場合を含む。）又は法第451条第１項若しくは第２項（これらの規定を同条第４項又は第５項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の９第		条の削除

３項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 ３　東京都知事は、当分の間、第１項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第11条の５の規定により読み替えられた第63条の７第１項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第１項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定		

を適用する。 4　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。		
（軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例） 第11条の4　当分の間、第63条の3の規定にかかわらず、東京都が地方税法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。 2　市長は、当分の間、第63条の9の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。		条の削除
（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例） 第11条の5　第63条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「東京都知事」とする。		条の削除

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付） 第11条の６　市は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第１項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。		条の削除
（軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第11条の７　営業用の三輪以上の軽自動車に対する第63条の５の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 第１号　100分の1　100分の0.5 第２号　100分の2　100分の1 第３号　100分の3　100分の2 ２　自家用の三輪以上の軽自動車に対する第63条の５（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の３」とあるのは、「100分の２」とする。		条の削除
（軽自動車税の種別割の税率	（軽自動車税の税率の特例）	字句の削除

の特例） 第12条　法附則第30条第１項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第３項に規定する車両番号の指定（次項から第４項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第12条　法附則第30条第１項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第１項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第３項において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	字句の改正 字句の改正 字句の削除
第２号イ(ロ)から第２号イ(ハ)Ｂまで　（略）	第２号イ(ロ)から第２号イ(ハ)Ｂまで　（略）	
２　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和４年４月１日から令和８年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	２　法附則第30条第２項第１号及び第２号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が令和７年４月１日から令和10年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	字句の改正 字句の改正 字句の削除
第２号イ(ロ)から第２号イ(ハ)	第２号イ(ロ)から第２号イ(ハ)	

Ｂまで　（略）	Ｂまで　（略）	
3　法附則第30条第３項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和８年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第２号イ(ﾛ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(ﾊ)Ａ中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。	3　法附則第30条第３項の規定の適用を受ける三輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和８年度分の軽自動車税に限り、同条第２号イ(ﾛ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号イ(ﾊ)Ａ中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。	字句の改正 字句の削除 字句の改正 字句の改正 字句の削除
4　法附則第30条第４項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和４年４月１日から令和７年３月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第２		項の削除

号イ(ロ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号イ(ハ)A中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。		
（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第12条の２　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項から第４項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	（軽自動車税の賦課徴収の特例） 第12条の２　市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第２項又は第３項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の２第１項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	字句の削除 字句の削除 字句の改正
２　市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第66条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り	２　市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第66条第２項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消し	字句の削除

消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第68条及び第69条の規定を除く。）を適用する。	たことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第68条及び第69条の規定を除く。）を適用する。	字句の削除
3　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	3　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	字句の削除
（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第12条の３　（略） 2　（略） 3　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴　（略） ⑵　第27条の５の３から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項の規定の適用については、第27条の５の３中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の	（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） 第12条の３　（略） 2　（略） 3　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴　（略） ⑵　第27条の５の３から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第３条第１項及び附則第３条の３第１項の規定の適用については、第27条の５の３中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項前段、第27条の７、	字句の改正

６第１項前段、第27条の７、第27条の８第１項、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	第27条の８第１項、附則第３条第１項及び附則第３条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	字句の改正
⑶から⑸まで　（略）	⑶から⑸まで　（略）	
（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第12条の４　（略） ２　（略） ３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴　（略） ⑵　第27条の５の３から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項の規定の適用については、第27条の５の３中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の４第１項の規定による市民税の	（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例） 第12条の４　（略） ２　（略） ３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴　（略） ⑵　第27条の５の３から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第３条第１項及び附則第３条の３第１項の規定の適用については、第27条の５の３中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６	字句の改正

所得割の額」と、第27条の６第１項前段、第27条の７、第27条の８第１項、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の４第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	第１項前段、第27条の７、第27条の８第１項、附則第３条第１項及び附則第３条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第12条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第12条の４第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	字句の改正
⑶から⑸まで　（略）	⑶から⑸まで　（略）	
４　（略）	４　（略）	
（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第13条　（略）	（長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第13条　（略）	
２　（略）	２　（略）	
３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	３　第１項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。	
⑴　（略）	⑴　（略）	
⑵　第27条の５の３から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項の規定の適用については、第27条の５の３中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第１項	⑵　第27条の５の３から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第３条第１項及び附則第３条の３第１項の規定の適用については、第27条の５の３中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第１項の規定による市民税の所得割	字句の改正

の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項前段、第27条の７、第27条の８第１項、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	の額」と、第27条の６第１項前段、第27条の７、第27条の８第１項、附則第３条第１項及び附則第３条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第13条第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第13条第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	字句の改正
(3)から(5)まで　（略）	(3)から(5)まで　（略）	
（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第13条の２　昭和63年度から令和８年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第１項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の２第１項に規	（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例） 第13条の２　昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第１項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の２第１項に規	字句の改正

定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)及び(2)　（略）	定する優良住宅地等のための譲渡をいう。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。 (1)及び(2)　（略）	
２　前項の規定は、昭和63年度から令和８年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の２第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲	２　前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第１項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の２第５項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第１項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の２第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲	字句の改正

渡ではなかったものとみなす。 3　（略） （短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第14条　（略） 2から4まで　（略） 5　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　第27条の5の3から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の5の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額	渡ではなかったものとみなす。 3　（略） （短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例） 第14条　（略） 2から4まで　（略） 5　第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　第27条の5の3から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第27条の5の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	字句の改正 字句の改正

の合計額」とする。 (3)から(5)まで　（略）	(3)から(5)まで　（略）	
（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第14条の２　（略） ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　第27条の５の３から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項の規定の適用については、第27条の５の３中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項前段、第27条の７、第27条の８第１項、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と	（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第14条の２　（略） ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　第27条の５の３から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第３条第１項及び附則第３条の３第１項の規定の適用については、第27条の５の３中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項前段、第27条の７、第27条の８第１項、附則第３条第１項及び附則第３条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	字句の改正 字句の改正

する。 (3)から(5)まで　（略）	(3)から(5)まで　（略）	
（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第14条の３　（略） ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　第27条の５の３から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項の規定の適用については、第27条の５の３中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項前段、第27条の７、第27条の８第１項、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と	（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例） 第14条の３　（略） ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　第27条の５の３から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第３条第１項及び附則第３条の３第１項の規定の適用については、第27条の５の３中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項前段、第27条の７、第27条の８第１項、附則第３条第１項及び附則第３条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の３第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	字句の改正 字句の改正

する。 (3)から(5)まで　（略）	(3)から(5)まで　（略）	
（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第14条の３の２　（略） ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　第27条の５の３から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項の規定の適用については、第27条の５の３中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の３の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項前段、第27条の７、第27条の８第１項、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の３の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の３の２第１項の規定による市民税の所得割の額	（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第14条の３の２　（略） ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　第27条の５の３から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第３条第１項及び附則第３条の３第１項の規定の適用については、第27条の５の３中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の３の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項前段、第27条の７、第27条の８第１項、附則第３条第１項及び附則第３条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の３の２第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の３の２第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。	字句の改正 字句の改正

の合計額」とする。 (3)から(5)まで　（略） 3及び4　（略） 5　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　第27条の5の3から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項の規定の適用については、第27条の5の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第3条第1項、附則第3条の3第1項及び附則第3条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)から(5)まで　（略）	(3)から(5)まで　（略） 3及び4　（略） 5　第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　第27条の5の3から第27条の7まで、第27条の8第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項の規定の適用については、第27条の5の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項前段、第27条の7、第27条の8第1項、附則第3条第1項及び附則第3条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)から(5)まで　（略）	字句の改正 字句の改正

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第14条の４　（略） ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴　（略） ⑵　第27条の５の３から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則３条の３の２第１項の規定の適用については、第27条の５の３中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項前段、第27条の７、第27条の８第１項、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の４第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 ⑶から⑸まで　（略） ３及び４　（略）	（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第14条の４　（略） ２　前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 ⑴　（略） ⑵　第27条の５の３から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第３条第１項及び附則第３条の３第１項の規定の適用については、第27条の５の３中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項前段、第27条の７、第27条の８第１項、附則第３条第１項及び附則第３条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の４第１項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 ⑶から⑸まで　（略） ３及び４　（略）	字句の改正 字句の改正

5　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　第27条の５の３から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項の規定の適用については、第27条の５の３中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の４第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項前段、第27条の７、第27条の８第１項、附則第３条第１項、附則第３条の３第１項及び附則第３条の３の２第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の４第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の４第３項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)から(5)まで　（略） 6　（略） （住宅用地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の	5　第３項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。 (1)　（略） (2)　第27条の５の３から第27条の７まで、第27条の８第１項、附則第３条第１項及び附則第３条の３第１項の規定の適用については、第27条の５の３中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の４第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項前段、第27条の７、第27条の８第１項、附則第３条第１項及び附則第３条の３第１項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第14条の４第３項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の６第１項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第14条の４第３項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。 (3)から(5)まで　（略） 6　（略） （住宅用地等に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の	字句の改正 字句の改正

減額） 第17条の３の３　令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第９条の２第３項の規定により読み替えて適用される同条第１項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に係る当該年度分の都市計画税額（当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第15条から第15条の４の２まで、第17条の３又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この条において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額する。 (1)　（略） (2)　令和７年度　次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ　ロに掲げる住宅用地等	減額） 第17条の３の３　令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税に限り、住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第９条の２第３項の規定により読み替えて適用される同条第１項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この条において同じ。）に係る当該年度分の都市計画税額（当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第15条から第15条の４の２まで、第17条の３又は前条の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この条において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額する。 (1)　（略） (2)　令和７年度　次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ　ロに掲げる住宅用地等	

以外の住宅用地等　当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和７年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額	以外の住宅用地等　当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について令和８年改正前の法第349条の３（第18項を除く。）又は令和８年改正前の法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和７年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額	字句の改正 字句の改正
ロ　令和６年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等　当該住宅用地等に係る令和６年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和７年改正前の法第349条の３（第18項を除く。）又は令和７年改正前の法附則第15条から第15条の３までの	ロ　令和６年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等　当該住宅用地等に係る令和６年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和７年改正前の法第349条の３（第18項を除く。）又は令和７年改正前の法附則第15条から第15条の３までの	

規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和７年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和７年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額	規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和７年度分の固定資産税について令和８年改正前の法第349条の３（第18項を除く。）又は令和８年改正前の法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和７年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額	字句の改正 字句の改正
(3)　令和８年度　次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ　（略） ロ　令和７年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等　当該住宅用地等に係る令和７年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について法第349条の	(3)　令和８年度　次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額 イ　（略） ロ　令和７年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があった住宅用地等　当該住宅用地等に係る令和７年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和８年改正	字句の改正

３（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和８年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和８年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額	前の法第349条の３（第18項を除く。）又は令和８年改正前の法附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和８年度分の固定資産税について法第349条の３（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の３までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和８年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額	字句の改正
（都市計画税に係る読替規定） 第18条の３　法附則第15条第１項、第９項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の２第２項、第15条の３又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限	（都市計画税に係る読替規定） 第18条の３　法附則第15条第１項、第８項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の２第２項、第15条の３又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限	字句の改正

り、第142条第２項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の３まで若しくは第63条」とする。	り、第142条第２項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の３まで若しくは第63条」とする。	

付　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　別段の定めがあるものを除き、改正後の武蔵野市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和７年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

２　この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

３　令和７年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第４条　新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和８年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和７年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（改正理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第２号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正等に伴い、所要の改正をするものである。